厚生労働省保険局保険課 御中

## 社会保障審議会医療保険部会「議論の整理(案)」に関する意見

連合副事務局長 菅家 功

昨年12月27日にご送付いただいた社会保障審議会医療保険部会「議論の整理(案)」に関し、下記とおり意見を申し上げます。

お取り計らい賜りたく、よろしくお願いいたします。

記

## 1. 協会けんぽの財政対策について

○ 同部会で主張したとおり、協会けんぽへの国庫補助は、協会けんぽの報酬 水準が低いことをカバーするために導入されたもので、法律本則では 16.4% ~20%の範囲と定められている。附則での 13%への引き下げは廃止すべきで あり、報酬水準の格差が拡大している現在は本則上限 20%を適用してもおか しくない状況である。これを「議論の整理(案)」に盛り込んでいただきたい。

## 2. 高齢者医療制度における支援金の負担の在り方等について

○ 「社会保障・税一体改革大綱」では、後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しの具体的内容として、まず初めに「高齢者医療制度の見直しを行う」ことが掲げられ、次に「高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する」と書かれている。

したがって、「議論の整理(案)」P.2 に書かれた「他方、大綱において…」 以降に書かれた「高齢者医療制度の枠組みにかかわらず…支援金や保険料・公 費負担の在り方について検討を進める必要がある」という表現は、大綱の趣旨 に合致していない。大綱の表現どおり正確に記述するべきである。

○ 同部会において、P.2 に書かれた「被用者保険者間の公平性の観点から、高齢者への支援金部分だけではなく、現役世代部分についても検討すべきとの意見があった」とは承知していない。

私は同部会で、高齢者医療制度のあり方について「所得格差の現実や現役

も含めた負担の公平性を確保するために医療保険制度をどうすべきかの根本的な議論がないままに、高齢者医療に対する支援金の負担方法の議論はできない」と主張したのであり、P.2 の記述が私の主張を取り上げたものだとすれば、そのような意見ではない。

## 3.70歳から74歳の患者負担の取り扱いについて

○ 患者負担割合の見直しは、「大綱」において高齢者医療制度の見直しを行う中での検討課題として提示されたものである。同部会での議論は、患者負担割合は1割であるべきか2割であるべきかに終始したが、高齢者を別制度として切り離した現行制度のあり方を改革すべきであって、現行制度を前提として年齢ごとに負担割合の水準がどうなのかという議論そのものに疑問があると主張した。これを「議論の整理(案)」に盛り込んでいただきたい。

以上